

各所属長 様

一般財団法人広島県教育職員互助組合事務局長

貸付利率の改定について（通知）

このことについて、次のとおり改定しますので、組合員に周知してください。

なお、育児休業等により毎月本人が振込償還している組合員へは、新たな利率を適用した償還金額を通知します。

1 変更内容

貸付種類（コード）	現行	変更後
一般貸付（51） 特別貸付（5B）	年利率 <b>1.0%</b>	年利率 <b>0.9%</b>

2 改定年月日

令和5年1月1日（日）

3 改定対象内容

- （1） 令和5年1月1日以降に実行する新規又は借替の貸付金
- （2） 令和5年1月1日現在償還中の既存の貸付金（手続きは必要ありません。）

4 申込金額による償還月額及び償還回数

申込金額	20万円	30万円	50万円	100万円		150万円	200万円
償還月額	<b>5,077円</b>	<b>6,115円</b>	<b>10,192円</b>	<b>10,383円</b>	<b>14,272円</b>	<b>21,409円</b>	<b>28,545円</b>
償還回数	40回 (一般・特別)	50回 (一般・特別)	50回 (一般・特別)	100回 (特別のみ)	72回 (一般のみ)	72回 (一般のみ)	72回 (一般のみ)

担当 住吉  
電話 (082) 228-1386